

厚生労働省佐賀労働局発表
平成 29 年 6 月 19 日（月）

【照会先】
厚生労働省佐賀労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 原田 すず枝
労働紛争調整官 河野 有美
（電話 0952-32-7167）

「平成 28 年度個別労働紛争解決制度施行状況」

労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争を円満に解決するための「個別労働紛争解決制度」について、平成 28 年度の状況をまとめたので公表します。

〈平成28年度の佐賀労働局の実績〉

1 総合労働相談件数は、前年度から増加

総合労働相談件数は増加、民事上の個別労働紛争相談件数は微減

- ・総合労働相談件数 8,718 件（前年比 9.2%増）
→うち民事上の個別労働紛争相談件数(※)2,139 件（同 2.9%減）
- ・助言・指導申出件数 32 件（同 88.2%増）
- ・あっせん申請件数 23 件（同 30.3%減）

2 民事上の個別労働紛争相談は、いじめ・嫌がらせに関する相談が第 1 位

「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が 4 年連続第 1 位。

第 2 位は「自己都合退職」、第 3 位は「解雇」でした。

3 助言・指導は、1 か月以内に 100%、あっせんは、2 か月以内に 100%を処理

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の 3 つの方法があります。

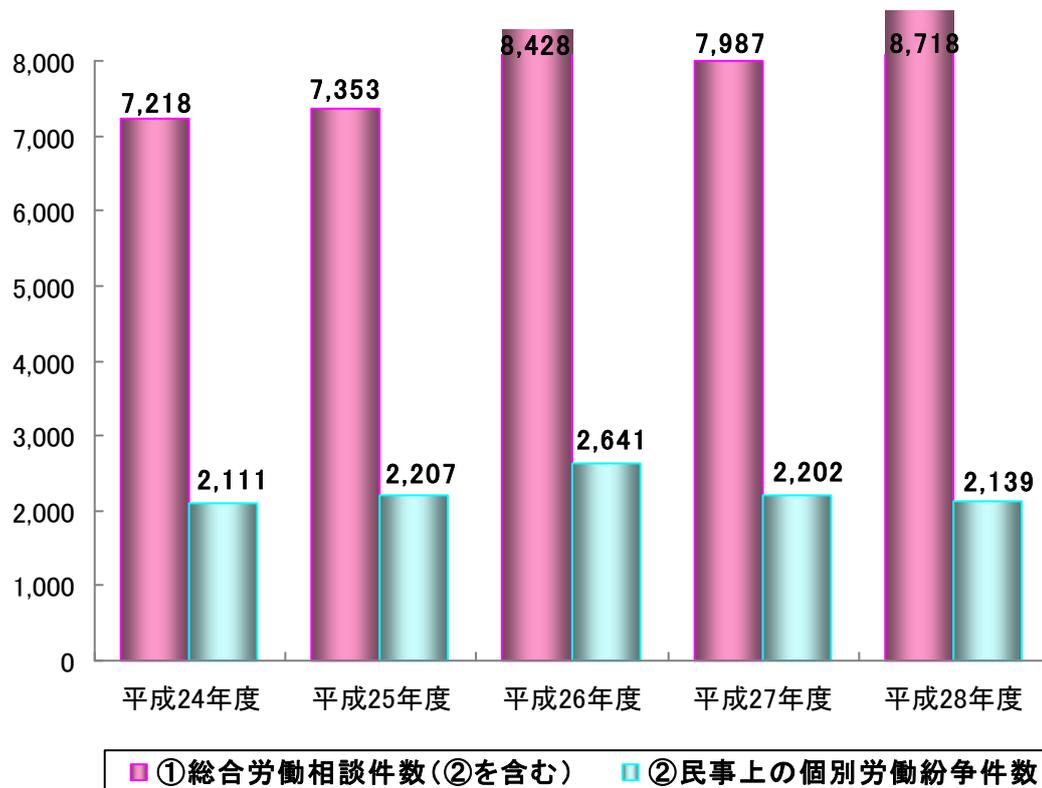
本制度による総合労働相談コーナーは、佐賀労働局雇用環境・均等室のほか、県内 4 か所の労働基準監督署内（佐賀・唐津・武雄・伊万里）にも設置されています。

この制度利用のメリットは、法的強制力は無いながらも、①秘密（非公開）のうちに、②簡単に、速やかに、③無料で解決が図られるところです。

また、相談についても、秘密を堅く守っておりますし、費用も予約もいりませんので、安心してご利用いただいているところです。もちろん、「助言・指導」、「あっせん」を含め、事業主側からも利用できます。お困りの時は、まずは、電話でお気軽にご相談ください。

（※民事上の個別労働紛争相談とは、民事上の職場のトラブルについての相談のことです。）

個別労働紛争解決制度の運用状況



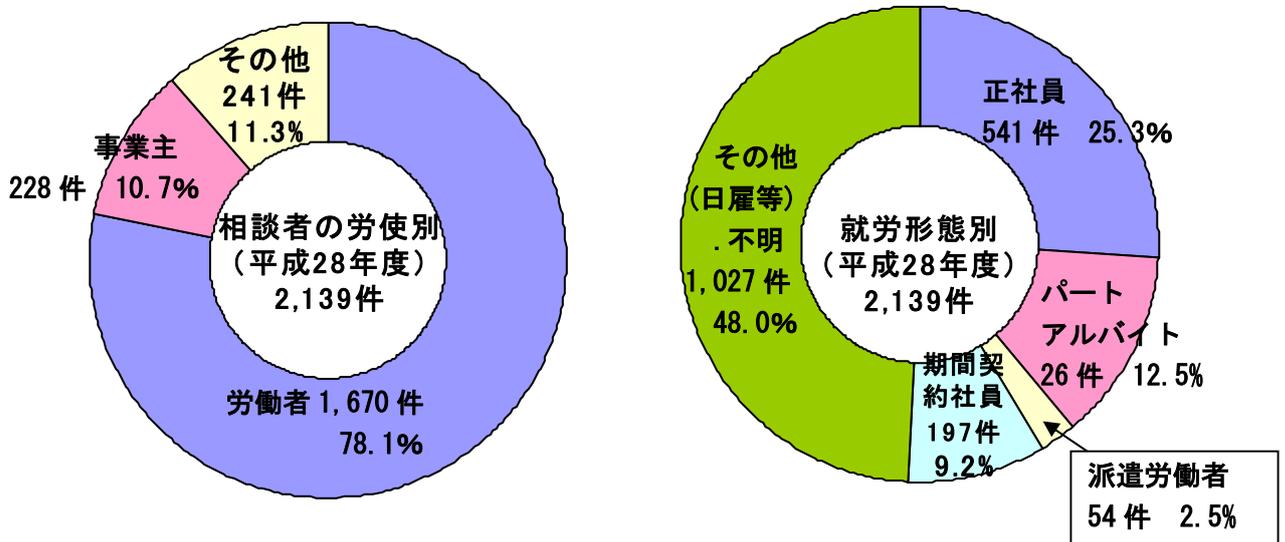
民事上の個別労働紛争に係る相談件数

平成28年度の民事上の個別労働紛争相談の内訳としては、「いじめ・嫌がらせ」が525件(24.5%)、「自己都合退職」が462件(21.6%)、「解雇」が341件(15.9%)で、「いじめ・嫌がらせ」が4年連続で第1位で、以下「退職勧奨」が214件(10%)、「賠償」175件(8.2%)と続きます。

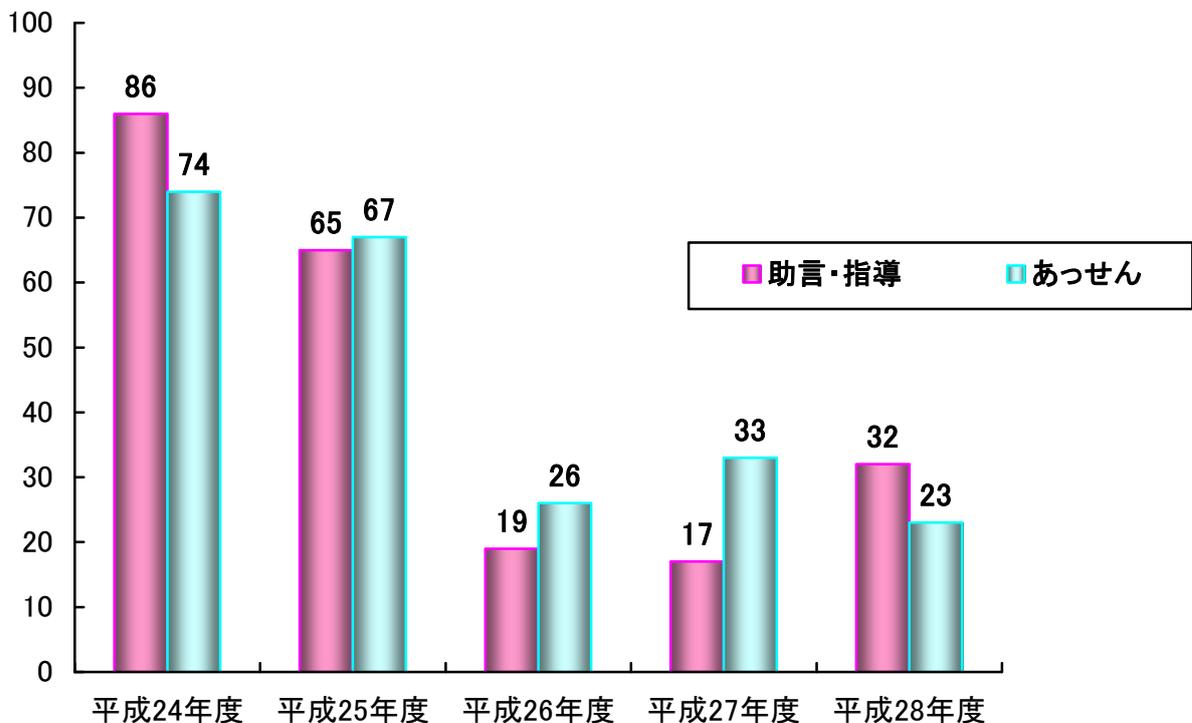
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第1位	解雇 (403件)	いじめ・嫌がらせ (467件)	いじめ・嫌がらせ (491件)	いじめ・嫌がらせ (528件)	いじめ・嫌がらせ (525件)
第2位	いじめ・嫌がらせ (361件)	自己都合退職 (425件)	自己都合退職 (471件)	自己都合退職 (426件)	自己都合退職 (462件)
第3位	自己都合退職 (301件)	解雇 (359件)	解雇 (399件)	解雇 (316件)	解雇 (341件)

※解雇には、普通解雇、整理解雇、懲戒解雇を含みます。

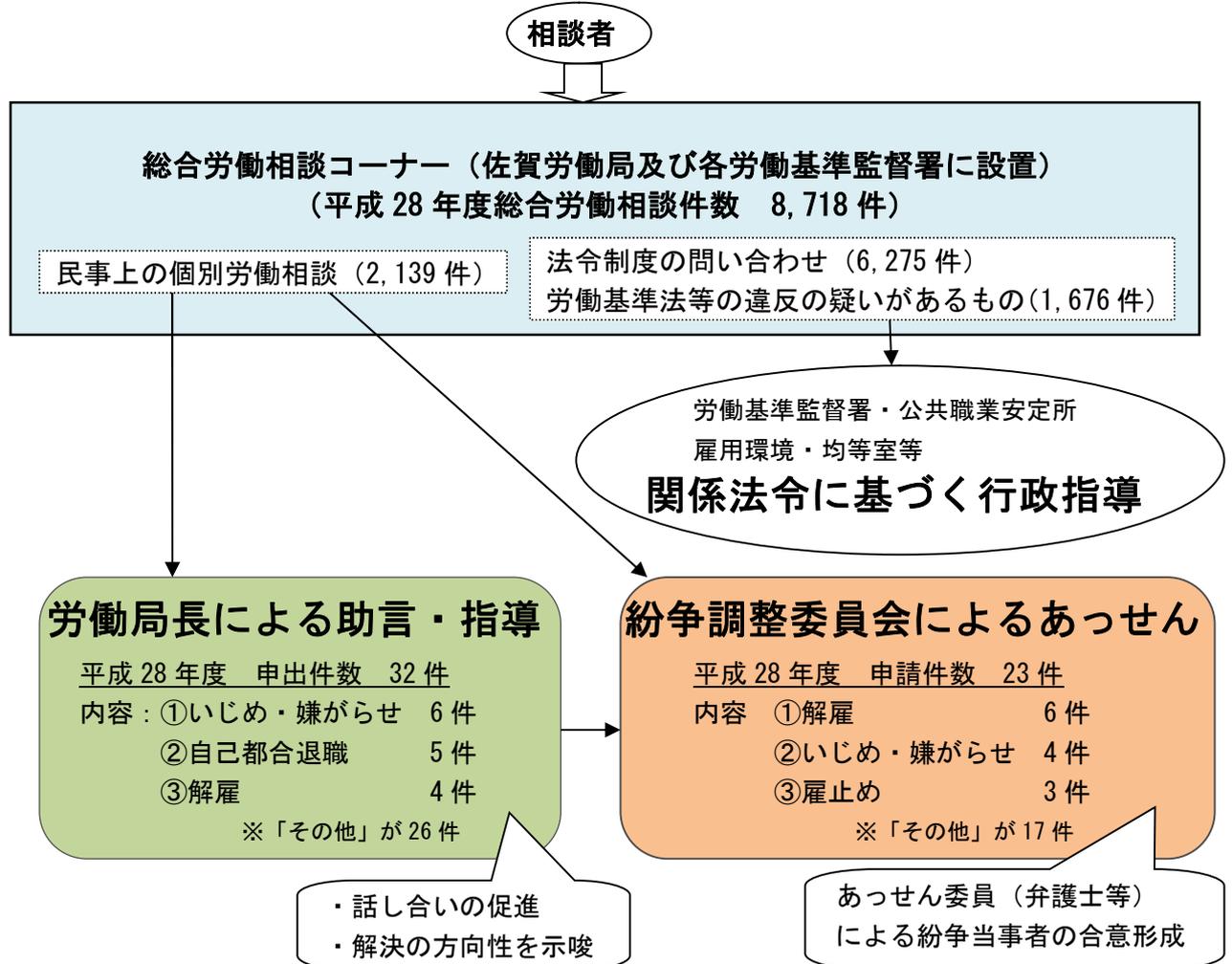
民事上の個別労働紛争件数の労使別・就労形態別内訳（全体比）



助言・指導申出件数及びあっせん申請件数の推移



個別労働紛争解決制度の枠組み



平成28年度の助言・指導結果（終了32件中）	
助言・指導を実施（30件）	
打切り、取下げ、労働者の死亡又は企業の消滅（2件）	
（処理期間）1ヶ月以内 32件 2ヶ月以内：0件 3ヶ月以内：0件 3ヶ月超え：0件	

平成28年度のあっせん結果（終了26件中）			
あっせん手続き不参加（16件）	あっせん不開催	被申請人の不参加により打切り（16件）	
あっせん手続き参加（10件）		あっせん開催前に合意（0件）	
	あっせん開催	あっせんの場で合意（4件）	
		あっせんが開催されたが不合意（6件）	
取下げ（0件）			
（処理期間）1ヶ月以内：16件 2ヶ月以内：10件 3ヶ月以内：0件 3ヶ月超え：0件			

※あっせんの参加率：38.5%、あっせん参加した場合の合意率：40%

助言・指導及びあっせんの事例

助言・指導の例

【退職に関する事例】

(申出内容)

申出人は派遣労働者として勤務。就業規則では退職の際、退職日の30日以上前までに申し出ることになったことや、シフトの変更が困難であったことから勤務を強要されていたが、申出人はすぐにでも退職しなければならない事情があったため、退職に関して助言・指導を求められたもの。

(結果)

労働局から被申請人に対して民法上、退職の申出後二週間を経過することで退職することができることを説明し、退職日について再度申出人と話し合うよう促したところ、申出人の意向を尊重し、一週間後の退職が認められた。

あっせんの例

【いじめ・嫌がらせに関する事例】

(申請内容)

申請人は、パート労働者として勤務。同僚のパート労働者から罵声を受ける等により心身に支障をきたし入院。

使用者には職場環境配慮義務があるにもかかわらず十分に義務を果たさず、その結果として申請人が体調を崩し、業務に就くことができなくなったことへの経済的損失と精神的苦痛に対する補償を求めた。

(結果)

あっせんの結果、被申請人が申請人に対して解決金を払うこと、及び職場においてパワハラ防止のための教育を徹底することを内容とする合意文書が交わされた。

厚生労働省佐賀労働局管内の総合労働相談コーナー

相談窓口	所在地・電話番号
佐賀労働局総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎3階 (佐賀労働局雇用環境・均等室内) Tel:0952-32-7167 Fax:0952-32-7159
佐賀総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎3階 (佐賀労働基準監督署内) Tel:0952-32-7133 Fax:0952-32-7157
唐津総合労働相談コーナー 	唐津市千代田町2109-122 (唐津労働基準監督署内) Tel:0955-73-2179 Fax:0955-74-6583
武雄総合労働相談コーナー	武雄市武雄町昭和758 (武雄労働基準監督署内) Tel:0954-22-2165 Fax:0954-22-2168
伊万里総合労働相談コーナー	伊万里市立花町大尾1891-64 (伊万里労働基準監督署内) Tel:0955-23-4155 Fax:0955-23-4157